

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十八年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年七月二十五日

埼玉県監査委員	山 本 光 紀
埼玉県監査委員	佐 野 勝 正
埼玉県監査委員	岩 崎 宏
埼玉県監査委員	石 井 平 夫

平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：病院事業（県立4病院及び総合リハビリテーションセンター）における財務事務の執行及び経営に関する事業の管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
<p>年度末における未収金の内容確認及び残高の修正について</p> <p>【報告書 81 ページ】</p>	<p>【指 摘 1】年度末における未収金の内容確認及び残高の修正について</p> <p>未収金は、年度末においてその残高の内訳及び未収金集計表等の管理台帳残高と財務オンラインシステム残高との一致を確認すべきである。</p> <p>また、未収金集計表等の管理台帳残高と財務オンラインシステム残高との間に差異が生じている場合で、差異原因の特定が困難なものは、医業未収金については未収金集計表等管理台帳に合わせ、財務オンラインシステムの残高を修正し、医業外未収金については財務オンラインシステムに合わせ管理台帳の残高を修正すべきである。</p>	<p>指摘の趣旨を踏まえ、未収金管理の手順を定めたマニュアルを平成29年6月に整備した。</p> <p>マニュアルでは、今まで特段定めが無かった未収金の管理に関する手順や月末及び年度末における未収金集計表等の残高と財務オンラインシステムの残高との確認手順を定めた。</p> <p>同マニュアルに基づき、残高の確認及び差異が生じた場合の原因特定を徹底し、残高の差異が生じないよう未収金管理に努めていく。</p>	<p>がんセンター 小児医療センター</p>